

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 0 0 号
件 名	国保高額療養費支給申請の窓口業務改善と運用見直しを求めることについて
要 旨	<p>10月末日、東区役所の5番窓口にて国保高額療養費支給申請に参りました。待ち時間が厚紙に表示されておりました。待ち人数による表があり、2時間待ちまで記載されておりました。</p> <p>この件については、実際私が以前申請に行った際、2時間の待ち時間がありました。そこで、令和3年12月及び令和4年6月に「国保の高額療養費支給申請を簡素化することについて」で陳情しましたが、採択されませんでした。待ち時間の短縮に逆行する、高額療養費申出兼同意書の提出を6月から追加されました。これは市民に寄り添った運用の見直しではなく、医療費の未払いを確認するための市側の対策です。</p> <p>他の市町村は、国の方針に基づき運用の見直しを行い、毎月の申請をしないで、初回に1回申請すれば、申請する必要がないとする運用をしています。現状、新潟市は運用の見直しの具体的方針を定めていません。</p> <p>以上のことから、次のことを求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 申請窓口の待ち時間の解消を図るための具体的な対応策を早期に確立すること。</p> <p>2 速やかに厚生労働省から発出されている「国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令の公布」に基づいた計画を策定し、実行に移すこと。</p> <p>3 市民に寄り添った業務を行うこと。</p>
付 託 年月日 委員会	<p>第1項 } 市民厚生常任委員会 第3項</p> <p>令和4年12月5日</p>
受 理	令和4年11月18日 第394号